

令和2年12月23日

各幼稚園、小中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について（通知）

標記の件について、令和2年6月16日付けで通知しましたが、文部科学省からの「衛生管理マニュアル」が改訂されたことを受け、本市における新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応について、小田原保健福祉事務所や小田原市学校保健会と相談し、一部変更しましたので通知いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、次の項目に該当する場合には、保護者の皆様より各幼稚園・学校へご一報をお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る対応について変更になる場合には、改めて通知いたします。

☎このような場合には、各幼稚園・学校へご一報ください ☎

休業時間以外は電話が繋がらないため、翌授業日に連絡をしてください。

- お子様の同居家族が濃厚接触者になった場合
- お子様が濃厚接触者に特定された場合
- お子様の感染が判明した場合
- お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- お子様に日常生活に問題のない程度の症状（咳、微熱等）がある場合
- お子様の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
- お子様及び同居家族がPCR検査を受ける場合

休業となる場合があります。
その際は改めて通知します。

基本的な対応です。詳細は、2ページ目以降をご参照ください

事務担当
学校安全課 33-1691

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について

1 お子様の同居家族が濃厚接触者になった場合

濃厚接触者の方のPCR検査の結果が出るまでの間、お子様の登園や登校については、控えていただきます。その際は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録され、欠席とはなりません。

2 お子様は濃厚接触者に特定された場合

(1) 出席停止について（学校保健安全法第19条）

出席停止の期間は、感染者と濃厚接触をした日に14日を加えた日までですが、最終的には保健福祉事務所が決定します。ただし、出席停止期間中の症状等により延長することがあります。

(2) 臨時休業について

保健福祉事務所の調査内容や地域の感染状況等を総合的に検討し、臨時休業の有無、規模や期間を判断します。対象のお子様に風邪症状等がない場合は、必ずしも学級閉鎖や臨時休業を行うわけではありません。

(3) その他

対象のお子様がPCR検査で陽性となった場合は、次項「3 お子様の感染が判明した場合」の対応をとります。

3 お子様の感染が判明した場合

(1) 出席停止期間

ア 有症状者の場合

発症日（最初に症状が出現した日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した日まで

イ 無症状者の場合

検体採取日（PCR検査日）から10日間経過した日まで

（例）1日が発症日の場合、最短で12日から登校可能

ただし、出席停止期間中の症状等により延長することがあります。

※ 登校可能日については、治癒証明書等が発行されないため、教育委員会から小田原保健福祉事務所に確認し、学校へ連絡させていただきます。

（この手続きのため、学校から、情報提供の同意をお願いしますので、ご協力ください。）

(2) 臨時休業について（学校保健安全法第20条）

ア 保健福祉事務所の調査（学校における感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等）への協力や校内の消毒等、必要な感染拡大防止を図りますが、臨時休業につきま

しては、学校内での感染状況や濃厚接触者の人数等、保健福祉事務所の調査内容により、柔軟に対応することとなります。

- イ 臨時休業を行うと教育委員会が判断した場合、保健福祉事務所の調査内容や地域の感染状況等を総合的に考慮し、また、学校医等に相談のうえ、規模や期間を判断します。

想定される臨時休業の規模
学級
学年
学校（学区を拡大する可能性もある）

4 お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合

次の状況の時には、幼稚園や学校へご連絡ください。

- (1) お子様に発熱等の風邪症状がある（日常生活や学校生活に支障がある）場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、以下ア～ウに該当する場合は、すぐにかかりつけ小児医療機関に相談してください。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

イ 基礎疾患がある方等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

ウ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。（この場合は必ず相談）

- (2) その他の相談については、次の相談窓口に連絡をしてください。

相談窓口	相談内容
発熱等診療予約センター ☎0570-048914 無休 9時～21時 ※時間外は、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルで対応可能	発熱等を理由にかかりつけ医への受診が出来ない場合（代わりに医療機関の予約を行います）
小田原医師会地域医療連携室☎47-0833 月～土 9時～12時 13時～17時 日曜祝日 12/29～1/3 休み	かかりつけ医が休み、又はない場合等（症状に応じて、医療機関を紹介してくれます）
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル☎0570-056774 無休 24時間	症状がない場合で、新型コロナウイルスに関する問い合わせ

- (3) 上記の欠席については、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取扱いますので欠席とはなりません。（当面の間、医師の診断書は不要です）

- (4) 自宅療養の期間中は、お子様の健康状況について、幼稚園や学校が確認をさせていただきますので、ご承知おきください。

5 お子様に日常生活に問題のない程度の症状（咳、微熱等）がある場合

集団生活においては、他者への感染性がない状態であることをかかりつけ医にご判断いただくことが、集団生活を安心・安全に過ごすために必要です。

- (1) お子様に次のような症状等があり、登園や登校をして良いものかと悩まれる場合には、かかりつけ医、又は幼稚園や学校へご相談ください。

ア お子様の風邪はおさまったが、咳や微熱等だけ残る場合

イ お子様に季節性のアレルギー症状があり、鼻づまりや鼻水等がある場合

ウ お子様に喘息があり、咳症状等がある場合

エ お子様の体温が、平熱より高いことが続く場合

- (2) お子様の登園や登校を希望される場合には、健康手帳※にかかりつけ医による「診断名」と「登園・登校して良い日」を記載してもらい、登園や登校をしていただくことになります。

なお、この証明には、インフルエンザ等の登校許可と同等の金額がかかります。

※ 幼稚園には健康手帳がありませんので、幼稚園と保護者で連絡を取っている連絡帳やシール帳等に記載をしてもらってください。

- (3) 登園や登校後に咳や微熱等の症状がある場合には、幼稚園や学校から直接保護者の皆様へ、かかりつけ医への受診を依頼させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

- (4) お手元に健康手帳がない場合には、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る 出席停止の証明」を、かかりつけ医へ持参し「診断名」と「登園・登校して良い日」等を記載してもらってください。

医師の証明が記載された用紙は、登園や登校して良い日に持参し、幼稚園や学校へご提出ください。

6 お子様の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

お子様に発熱等の風邪症状がなくても、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、ご心配であれば、幼稚園や学校へご相談ください。

例) 同居家族の複数の方に、風邪症状がある場合

同居家族に、発熱が続いている方がいる場合 等

なお、濃厚接触者に該当しないが、同居家族が発熱等により PCR 検査を受けることになった場合には、検査結果が判明するまでの間、お子様の登園や登校については、控えていただきます。その際は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録され、欠席とはなりません。

※お手元に健康手帳がない場合は、かかりつけ医へご持参ください。

新型コロナウイルス感染症に係る 出席停止の証明

幼稚園・小・中学校

年 組 番 氏名

医師の証明をもらい、登園や登校をして良い日に持参し、幼稚園や学校へ提出してください。

病 名	出席停止を認める期間	医療機関名等サイン又は印	幼稚園 学校 確認欄
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		

※ 幼稚園や学校での確認が済みましたら、保護者あてにお戻しします。
次回証明書が必要な際には、こちらの用紙をかかりつけ医へご持参ください。

小田原市教育委員会
学校安全課
Tel 33-1691